

平成30年3月定例名古屋港管理組合議会報告

目 次

第 1 号 報 告	専決処分の報告について（大江ふ頭岸壁改良工事（その4））	1 頁
第 2 号 報 告	専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）	2
第 3 号 報 告	専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）	3
第 4 号 報 告	専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）	4

目 次

第1号報告

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項により報告する。

平成30年3月27日提出

名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 河村たかし

議決番号	工事請負契約名	変更事項	変更前	変更後	専決年月日
平成29年第9号議決	大江ふ頭岸壁改良工事（その4）	契約金額	円 977,400,000	円 987,221,520	平成29年12月4日

第2号報告**専決処分の報告について**

地方自治法第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項により報告する。

平成30年3月27日提出

名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 河村たかし

損害賠償の額の決定及び和解

職員による自動車事故について、次のとおり損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をした。

専決年月日	賠償額	事故の概要	相手方の住所及び氏名
平成29年12月4日	円 75,600	平成29年9月27日、名古屋市港区港町1番11号の名古屋港管理組合本庁舎内駐車場において、本組合所有の小型貨物自動車から降車する際にドアを開けたところ、強風にあおられ、駐車中の相手方の小型自動車にドアが接触した。	名古屋市港区築地町2番地 国土交通省中部地方整備局 名古屋港湾事務所 所長 池田 哲郎

第3号報告

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項により報告する。

平成30年3月27日提出

名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 河村たかし

損害賠償の額の決定及び和解

職員による自動車事故について、次のとおり損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をした。

専決年月日	賠償額	事故の概要	相手方の住所及び氏名
平成29年12月5日	円 450,308	平成29年9月29日、名古屋市港区港陽三丁目港消防署北交差点において、本組合所有の小型貨物自動車が右折しようとした際に、北から直進してきた相手方の小型自動車と衝突した。	名古屋市熱田区西野町二丁目33番地 大宝第一交通株式会社 代表取締役 河原畑 廣幸

第4号報告**専決処分の報告について**

地方自治法第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項により報告する。

平成30年3月27日提出

名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 河村たかし

損害賠償の額の決定及び和解

本組合が管理する道路内における自動車事故について、次のとおり損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をした。

専決年月日	賠償額	事故の概要	相手方の住所及び氏名
平成30年1月29日	円 572,497	平成29年9月6日、名古屋市港区金城ふ頭一丁目1番の本組合が管理する道路で普通貨物自動車が側溝上を通過した際、側溝が破損し車両を損傷した。	愛知県春日井市高山町三丁目2番地9 株式会社T F トランスポーテ 代表取締役 福住 孝志

○この印刷物は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。
○リサイクル適性の表示
この印刷物は、Aランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。

